

県の人権行政の現状について

「部落差別の解消の推進に関する法律」について

1. 法律制定までの経過について

2. 法律の内容について

3. 和歌山県の取組について

「部落差別の解消の推進に関する法律」について（経過）

平成27年9月県議会における「企業・団体等による部落差別撤廃のための法律」の早期制定を求める意見書の可決や平成27年11月に都内において開催された「人権フォーラム」（自民党県連など主催）以降、自民党内で部落差別の解消に特化した法整備について議論が進められた。

平成28年5月、自民党案をもとに与野党協議を行い、自民党、公明党及び民進党の議員提案により、衆議院に法案を提出。その後、衆参両院の審議を経て平成28年12月に法律が成立し、施行された。

○法律制定までの経過

- ・平成27年 9月 3日 「企業・団体等による部落差別撤廃のための法律」の早期制定を求める意見書が和歌山県議会で可決
- ・平成27年11月16日 「人権フォーラム」（於：都市センターホテル）を開催
- ・平成28年 3月10日 自民党政務調査会「差別問題に関する特命委員会」を設置
（部落差別、ヘイトスピーチ等について議論を開始。特に部落差別については特命委員会内に「部落問題に関する小委員会」を設置し、運動団体並びに有識者等から意見聴取が行われたほか、委員間で議論がなされた。）
- ・平成28年 5月13日 法案が自民党政務調査会、総務会で了承
- ・平成28年 5月19日 自民、公明及び民進党の議員により法案を衆議院に提出
- ・平成28年11月16日 衆議院法務委員会で可決
- ・平成28年11月17日 衆議院本会議で可決
- ・平成28年12月 8日 参議院法務委員会で可決
- ・平成28年12月 9日 参議院衆議院本会議で可決
- ・平成28年12月16日 法律公布・施行

和議第9号

「企業・団体等による部落差別撤廃のための法律」の早期制定を求める意見書(案)

人権は、すべての人が生まれながらにして持っている誰からも侵されることのない権利であり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別などによって差別することは決して許されないということが日本国憲法や各種法律によって保障されている。

しかしながら、部落出身者や障害者、外国人、HIV感染者等への差別、児童・高齢者等に対する虐待、ドメスティックバイオレンスなどの様々な人権侵害事件が依然として発生しており、それらを抑止し被害者を救済するための実効的な法整備が急務の課題となっている。

特に部落差別については、封建社会の中で生まれ何百年も差別が継続している非常に根深い問題であり、近年においても多くの差別事件が発生していることから、その解決に向け一歩でも前に進むためには、部落問題に特化した法律が必要である。

例えば、一部週刊誌による部落差別を助長する報道事件では、裁判により和解がなされ個人としては法的に解決に至ったが、被差別部落として名指じされた地区の人々には許しがたい差別を受けたという実態だけが残り、何も解決されることなく放置されている。また、インターネット上での差別書き込みや不動産会社による土地差別調査などの差別事象も後を絶たない状況である。

このような深刻な状況にあるにもかかわらず、部落差別についてはこれに対応する法律が存在しないのが現状であり、特に企業・団体等による差別行為は社会的影響が大きく看過できないものであるため、個別の法律により抑止することが重要である。

よって、国においては、「企業・団体等による部落差別撤廃のための法律」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月3日

様

和歌山県議会議長 前芝 雅嗣

(提出者)

人権・少子高齢化問題等対策特別委員会
委員長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

事 務 連 絡

平成28年12月16日

和歌山県人権擁護事務担当課 御中

和歌山県内市町村人権擁護事務担当課 御中

和歌山地方法務局人権擁護課

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について

人権啓発事業の推進につきましては、平素から格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本月16日、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が、公布、施行されました。本法は、第1条で目的について、第2条で基本理念について定めた上で、第3条で国及び地方公共団体の責務について、第4条で国及び地方公共団体の相談体制の充実について、第5条で国及び地方公共団体の教育及び啓発について、それぞれ規定を設け、地方公共団体においても、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとしています。

法務省の人権擁護機関では、人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月5日閣議決定）等の政府の基本的な方針にのっとり、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、所要の施策を推進してきたところであり、本法の趣旨を踏まえ、引き続き人権啓発及び人権相談等を適切に実施することとしています。あわせて、各地に既に設置されている人権啓発活動ネットワーク協議会を有効に活用するなどして、地方公共団体との間で、各種施策の実施について、意見交換や情報共有を推進するなどにより、地方公共団体との連携協力関係を一層深めていきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、えせ同和行為対策についても、引き続きの御協力をお願いいたします。